

I 業務概要

1. 業務名称 (春野中学校屋内運動場改築工事基本・実施設計委託業務)

2. 計画施設概要

本業務の対象となる施設の概要は次のとおりとする。

- (1) 施設名称 (春野中学校屋内運動場)
- (2) 敷地の場所 (高知市春野町西分328番地)
- (3) 施設用途 (屋内運動場)

3. 適用

本特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に記載された特記事項については、「☑」印が付いたものを適用する。

4. 設計と条件

(1) 敷地の条件

- a. 敷地の面積 (13,502㎡)
- b. 用途地域及び地区の指定 (市街化調整区域)

(2) 施設の条件

- a. 施設の延べ面積（建築基準法に基づく計画面積）
(1,138㎡程度)
- b. 主要構造 (受注者が構造別比較検討表を作成し、監督職員との協議による。)
- c. 耐震安全性の分類
 - 1) 構造体 (II 類)
 - 2) 建築非構造体 (A 類)
 - 3) 建築設備 (乙 類)

耐震安全性の分類は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」（平成25年3月29日付け国営計第126号、国営整198号、国営設135号）による（以下同じ。）。

なお、地震地域係数Zの値は1.0とする。

d. 建築物の類型

(3) 令和6年国土交通省告示第8号 別添二 第 3 号 第 1 類とする。

- a. 予定工事費（設備除く） (解体工事：66,000,000円程度)
(新築工事：527,000,000円程度)
- b. 建設工期 (解体工事：令和10年4月～令和10年7月)
(新築工事：令和10年10月～令和11年11月)

(4) 設計と条件

設計と条件については、次の資料による。

- (業務の主旨・目的) 別添1)
- (業務内容) 別添1)
- (業務の留意事項) 別添1)
- (施設内容) 別添2)
- (敷地位置図) 別添3)
- (敷地概略図) 別添3)

Ⅱ 業務仕様

本特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書（令和6年3月26日付け、国営整第213号）」による。

1. 設計業務の内容及び範囲

(1) 一般業務の範囲

- a. 基本設計 ☒ 建築（総合）基本設計に関する標準業務
- ☒ 建築（構造）基本設計に関する標準業務
- ☐ （ ）
- b. 実施設計 ☒ 建築（総合）実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）
- ☒ 建築（構造）実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）
- ☐ （ ）

(2) 追加業務の内容及び範囲

追加業務の業務内容には、事前協議、申請図書及び資料の作成、手続及びこれに付随する詳細協議を含む。
ただし、手数料の納付は含まない。

- ☒ 建築積算（積算数量算出書（積算数量調書含む。）の作成、単価作成資料の作成、見積収集（3社以上）
見積検討資料の作成）
- ☒ 営繕積算システムRIBC（（一財）建築コスト管理システム研究所）による数量内訳書の作成
- ☒ 透視図作成（原則としてCGによる作成は不可とする。）
種類（2点透視図）、判の大きさ（A3）、枚数（2枚）、額の有無（有）、材質（アルミ）
及び電子データ（有）
- ☐ 模型製作
縮尺（ ）、主要材料（ ）、ケースの有無（ ）及び材質（ ）
- ☐ 模型の写真撮影
カット枚数（ ）、判の大きさ（ ）、白黒・カラーの別（ ）及び電子データ（ ）
- ☒ 計画通知（建築基準関係規定（みなし規定を含む。）等に係る法令・条例に関する許認可等を含む）
- ☐ 高知市屋外広告物条例による許可及び届出
- ☐ 高知県ひとにやさしいまちづくり条例による届出
- ☒ 都市計画法第3章第1節（市街化調整区域における開発行為の規制）
- ☐ 宅地造成及び特定盛土等規制法第6章による許可及び届出〔特定盛土等規制区域〕
- ☐ 文化財保護法第6章による通知〔埋蔵文化財包蔵地における発掘行為〕
- ☐ 土壌汚染対策法による届出〔土地の形質の変更〕
- ☒ 高知市景観条例による届出〔景観計画区域内における行為の制限等〕
- ☐ 高知市集合住宅建築指導要綱による届出
- ☐ 高知市中高層建築物指導要綱による届出（標識看板の作成、設置、日影図の作成他を含む。）
- ☐ 防災計画評定又は防災性能評定に関する資料の作成及び申請手続業務
- ☒ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）に係る業務
- ☒ リサイクル計画書の作成
設計にあたって、建設副産物対策（発生の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底）について検討を行い、設計に反映させるものとし、その検討内容をリサイクル計画書として取りまとめを行う。
- ☒ 概略工事工程表の作成
- ☒ 地域説明等に必要な資料の作成（法令等に基づくものを除く）
- ☒ 地域説明会への参加
- ☒ 消防法による「工事中の消防計画書」の作成業務
- ☐ （ ）

2. 業務の実施

(1) 一般事項

- a. 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準に基づき行う。
- b. 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準等に基づき行う。
- c. 積算業務は、監督職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準に基づき行う。
- d. 設計に当たっては、工事現場の生産性向上（省人化及び工事日数短縮）に配慮する。
- e. 「建設工事公衆災害防止対策要綱」（令和元年国土交通省告示第496号）に基づき、現場の施工条件を十分に調査したうえで、施工時における公衆災害の発生防止に努めるとともに、施工時に留意すべき事項がある場合には、成果物に明示する。
- f. 「働き方改革に配慮した公共建築設計業務委託のためのガイドライン」（令和2年10月全国営繕主管課長会議）を踏まえ、手戻り防止のための設計業務のプロセス管理に努める。

(2) 適用基準等

本業務に国土交通省が制定する以下に掲げる技術基準等を適用する。受注者は業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう業務を実施しなければならない。

なお、国土交通省が監修した出版物等については、すべて最新年版とする。

a. 共通

- ☒ 官庁施設の基本的性能基準
- ☒ 官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン
- ☒ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- ☐ 官庁施設の総合耐震診断・改修基準
- ☒ 官庁施設の環境保全性基準
- ☒ 官庁施設の防犯に関する基準
- ☒ 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準

b. 建築

- ☒ 建築工事設計図書作成基準
- ☐ 敷地調査共通仕様書
- ☒ 建築物解体工事共通仕様書
- ☒ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- ☒ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
- ☒ 公共建築木造工事標準仕様書
- ☒ 建築設計基準
- ☒ 木造計画・設計基準
- ☒ 建築構造設計基準
- ☒ 建築工事標準詳細図
- ☒ 構内舗装・排水設計基準
- ☐ 雨水利用・排水再利用設備計画基準

c. 建築積算

- ☒ 公共建築数量積算基準
- ☒ 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）
- ☒ 公共建築工事見積標準書式（建築工事編）
- ☒ 公共建築工事積算基準
- ☒ 公共建築工事共通費積算基準
- ☒ 公共建築工事標準単価積算基準
- ☒ 公共建築工事積算基準等資料
- ☒ 営繕工事積算チェックマニュアル（建築工事編）

(3) 業務計画書

受注者は次の事項を記載した業務計画書を提出すること。

- a. 業務計画書の提出について
- b. 管理技術者・照査技術者届
- c. 技術者経歴書（管理・照査）
- d. 業務実施体制
- e. 業務工程表
- f. 着手届

(4) プロポーザル方式により業務を受注した場合の業務履行

受注者は、技術提案書により提案された履行体制により当該業務を履行する。

(5) 管理技術者の資格要件

管理技術者の資格要件は次による。なお、受注者が個人である場合にあってはその者、会社その他法人である場合にあっては、当該法人に所属する者を配置しなければならない。

- ☒ 建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士
- ☐ 建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士または二級建築士
- ☐

(6) 貸与資料

- ☒ 既存建築物設計図 1 式 （ ☒ PDF ☐ 印刷物 ）
- ☒ 地質調査結果 （左記結果は、設計期間内に貸与する ）
- ☐
- ☐

※なお、貸与資料の詳細は、閲覧に供します。

(7) 打ち合わせ及び記録

a. 打ち合わせは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督職員に提出する。

- i) 業務着手時
- ii) 監督職員又は管理技術者が必要と認めたとき
- ii) その他 （ ）

b. 打合せや情報共有は、受発注者間で協議のうえ、双方の生産性向上に資する方法を検討すること。

具体的には電話、WEB会議、電子メール、情報共有システム（情報通信技術を活用し、受発注者間など異なる組織間で情報を交換・共有することによって業務効率化を実現するシステムをいう。）等の活用を検討すること。

(8) 図面等の作成上の留意点

a. 耐震性、耐久性及び保守性（維持管理面）に配慮し、工法及び材料は、複数の製造所が対応できるようにして、設計図には特定の製品名、製造所名を記載したり、特定の製品等が推定される表現をしないこと。
なお、やむを得ず特殊な工法、製品を採用する場合は、事前に監督職員に承諾を得ること。

b. 鉄骨造の柱脚に既製品を用いる場合は、3社以上（監督員と協議する。）の製品いずれを採用しても、構造耐力上主要な部分（上部構造、下部構造（RC柱型部分含む。））が、建築基準関係規定に適合し、かつ、既製品柱脚以外の部材（柱脚部のRC柱型部分も含む。）に変更が生じないよう設計する。

また、建築基準法第18条に基づく計画通知には、監督員と協議して前記1社分の既製品柱脚で設計した構造計算書一式を添付するものとし、それ以外の2社分については、参考値として、層間変形角、検定比一覧表、剛性・偏芯率一覧、保有水平耐力一覧、メッセージ一覧、電子データ入力一覧等を計画通知書に添付する。

c. 床版にデッキプレートを用いる場合は、3社以上（監督員と協議する。）の既製品いずれを採用しても構造耐力上主要な部分（上部構造、下部構造）が、建築基準関係規定に適合し、かつ、デッキプレート以外の部材に変更が生じないよう設計する。

(9) その他、業務の履行に係る条件等

- a. 指定部分の範囲 (-)
- b. 指定部分の履行期限 (-)
- c. 成果物の提出場所 (高知市都市建設部公共建築課)
- d. 成果物の提出期限等 (設計委託業務日程による。)
- e. 業務の進捗状況の報告（週報）

週ごとに業務の全般的な経過及び次週の予定を記載した「週報」を監督職員に提出する。

f. 業務完了後の協力等

次について発注者の要請があった場合、受注者はこれに協力する。

- i) 現場説明の実施
- ii) 質疑回答書の作成
- iii) 入札の立会
- iv) 設計図書に疑義が生じた場合又は設計変更の必要が生じた場合
- v) 会計検査への立会

g. 成果物の取り扱いについて

提出されたCADデータについては、当該施設に係る工事の受注者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

h. 写真の著作権の権利等について

受注者は写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。

- i) 写真は、発注者が行う事務並びに発注者が認めた公的機関の広報に無償で使用するができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。
- ii) 次に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。

①写真を公表すること。

②写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

(1) 基本設計

(注) : 建築(構造)の成果物は、建築(総合)基本設計の成果物の中に含めることができる。

: 紙による成果物は、特記なき限り、ファイル綴じとする。

: 新築及び増築に係る工事費概算書の作成は、「官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン」による。

: 電子データは電子媒体(CD-R等)を提出すること。

: 電子データによる図面の提出形式は、CADファイル及びPDFファイルとする。

CADのファイル形式は、「jww」「sfc」とする。

これ以外の形式の場合は、そのファイルとともにDXF変換したものを提出する。

PDFファイルの図面サイズは等倍とし、解像度は300dpi以上とする。

(2) 実施設計

[illegible]

(2) 実施設計

成果物	電子データ	紙	特記事項
c. 建築積算 ☒ 建築工事積算数量算出書 ☒ 建築工事積算数量調書 ☒ 数量内訳書（金入り） ☒ 見積書等関係資料 ☒ 営繕工事積算チェック マニュアル（建築工事編） ☒ 単価資料 ☐ （ ）	☒ ☒ ☒ ☒ ☒ ☒ ☐	☒ （ 1 ）部 ☒ （ 1 ）部 ☒ （ 1 ）部 ☒ （ 1 ）部 ☒ （ 1 ）部 ☒ （ 1 ）部 ☐ （ ）部	
d. その他 ☒ 透視図 ☐ 模型 ☐ 模型の写真 ☐ 防災計画書 ☒ 建築物エネルギー消費性能 確保計画 ☒ 省エネルギー関係計算書 ☒ リサイクル計画書 ☒ 概略工事工程表 ☐ （ ）	☒ ☐ ☐ ☐ ☒ ☒ ☒ ☒ ☐	☒ （ 1 ）部 ☐ （ ）部 ☐ （ ）部 ☐ （ ）部 ☒ （ 1 ）部 ☒ （ 1 ）部 ☒ （ 1 ）部 ☒ （ 1 ）部 ☐ （ ）部	
e. 資料 ☒ 各種技術資料 ☒ 構造計算データ ☒ 各記録書 ☐ （ ）	☒ ☒ ☒ ☐	☒ （ 1 ）部 ☒ （ 1 ）部 ☒ （ 1 ）部 ☐ （ ）部	

（注）： 建築（構造）の成果物は、建築（総合）実施設計の成果物の中に含めることができる。

： 紙による成果物は、特記なき限り、ファイル綴じとする。

： 新築及び増築に係る工事費概算書の作成は、「官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン」による。

： 概略工事工程表の作成に当たっては、「工期に関する基準」（令和2年7月20日中央建設業審議会決定）「公共建築工事における工期設定の基本的な考え方」（平成30年2月）を参照し、適正な工期を設定する。

： 電子データは電子媒体（CD-R等）を提出すること。

： 電子データによる図面の提出形式は、CADファイル及びPDFファイルとする。

CADのファイル形式は、「jww」とする。

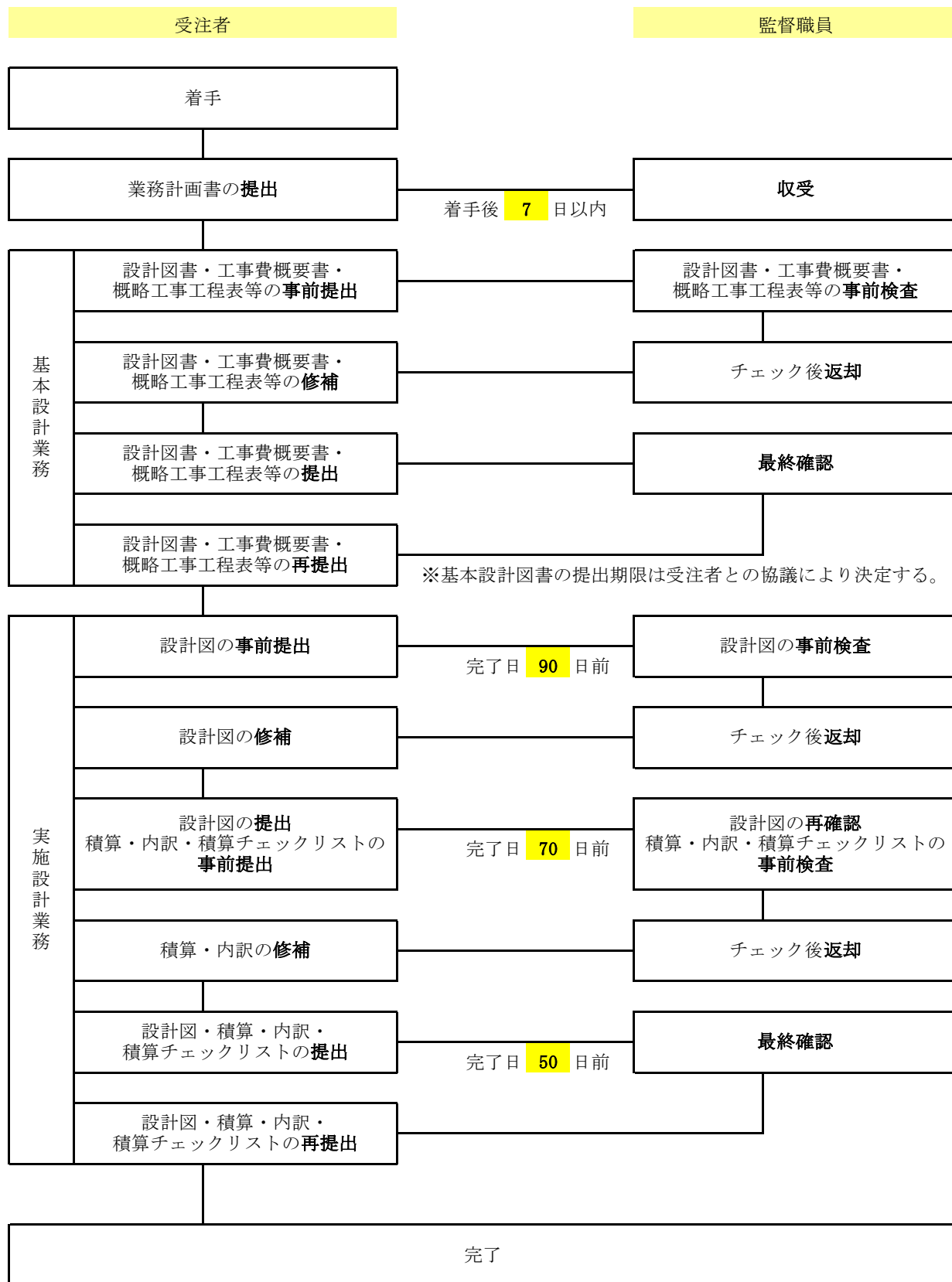
これ以外の形式の場合は、そのファイルとともにDXF変換したものを提出する。

： 数量内訳書、積算数量調書、単価資料等の作成は、営繕積算システムRIBC2（（一財）建築コスト管理システム研究所）「内訳書作成システム」による。

4. 公共建築設計業務委託共通仕様書からの読替え

公共建築設計業務委託共通仕様書の記載	読替え
設計仕様書	設計図書
調査職員	監督職員
「3.7再委託4」の建設コンサルタント業務等 指名競争参加資格者	高知市の一般競争（指名競争）入札参加資格者

5. 設計委託業務日程



※設計図・積算・内訳・積算チェックリスト等の提出は、必ず管理技術者の確認済のものとする。

別添1

I 4 (4) 設計と条件

○業務の主旨・目的

春野中学校屋内運動場は、体育授業、部活動、学校の式典等の行事、地域利用及び災害時の避難施設として利用され、学校教育活動を支える重要な拠点の一つとなっているが、建設後50年以上が経過し、施設の老朽化が進んでいることから現在地での改築を行うものである。

今回の屋内運動場の新築においては、学校教育及び地域利用のために必要な機能を将来にわたり確保するとともに、周辺環境及び利便性に配慮し、生徒数の減少を踏まえて必要な機能を確保しつつ施設規模を抑制する。また、台風や地震等災害時の避難環境にも配慮した機能強化を図るとともに、日常点検、清掃、修繕及び設備更新を行いやすく、長期にわたり安全に使用できる施設とし、建築設計に係るライフサイクルコストの縮減を図ることを目的としており、本業務はその建設工事の設計業務を行うものである。

○業務内容

業務内容は、「春野中学校屋内運動場改築基本計画」によるほか、以下による。

《共通事項》

- ・ 本業務に関する担当部署や別契約委託業者等との打合せ
- ・ 現状調査（現状と貸与資料の照査）

《新築工事》

- ・ 構造比較検討書の作成
- ・ 外構整備の設計（敷地排水、舗装等）
- ・ 学校を運営しながらの工事となるため、適切な工程及び仮設計画の立案
- ・ 地域説明会への参加（1回程度）

※概算工事費を令和9年8月23日までに提出すること。

《解体工事》

- ・ 既存屋内運動場の解体設計
- ・ 解体部分における石綿含有の恐れのある建材の石綿含有の有無の確認
（書面及び現地調査（製品名、製造所名、製造年等を確認）の実施。）
- ・ 解体部分における石綿含有分析調査（計7検体）の実施
（外装仕上げ材-1検体、内装床材-3検体、内装壁材-1検体、内装天井材-2検体）

○業務の留意事項

- ・ 工事別で発注を分けるため、成果物を分けて作成すること。
- ・ 工法や材料等は、複数のメーカーが対応できる設計とすること。
- ・ 見積は、法定福利費を含むこと。
- ・ 業務に伴う申請及び届出等は、履行期間内に審査等が完了していること。
- ・ 建築基準法第18条第2項の規定による計画通知書は、高知市建築主事に通知すること。
- ・ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定による計画通知書は、高知市長に通知すること。
- ・ 設備設計及び地質調査に関する設計委託は別途契約受注者にて行う。なお、円滑な業務を進めるためお互いに協力しあい、情報共有等を行うために監督職員等が参加する打合せを適宜行うこと。
- ・ 石綿含有分析調査する業者の選定にあたっては、あらかじめ監督職員に報告し、調査時期等については監督職員と協議すること。
- ・ 現地調査を行う場合は、事前に施設管理者の許可を得て、監督職員に連絡すること。
- ・ 県内産木材を積極的に利用した施設整備。
- ・ 耐震性及び耐久性に配慮した施設整備。
- ・ 景観に配慮した施設整備。
- ・ ホルムアルデヒド等の揮発性有機化合物の室内濃度低減をはじめ、健康的で快適な室内環境の確保を配慮した施設整備。

別添2

I 4 (4) 設計と条件

○施設内容

屋内運動場・渡り廊下（新築）				
構造	受注者が構造別比較検討表を作成し、監督職員との協議による。			
延べ面積	1,138㎡程度			
階数	2階建て			
必要諸室 ・面積目安	《屋内運動場》			
	アリーナ	・・・	800	㎡程度
	ステージ	・・・	60	㎡程度
	玄関、ホール、階段	・・・	14	㎡程度
	男子トイレ、女子トイレ、多機能トイレ	・・・	25	㎡程度
	男子更衣室、女子更衣室	・・・	24	㎡程度
	放送室	・・・	11	㎡程度
	主器具庫	・・・	70	㎡程度
	ステージ用品庫	・・・	11	㎡程度
	倉庫1	・・・	15	㎡程度
	倉庫2	・・・	11	㎡程度
	倉庫3	・・・	11	㎡程度
	倉庫4	・・・	11	㎡程度
	卓球練習スペース	・・・	75	㎡程度
※想定面積のため、変更する場合があります。				

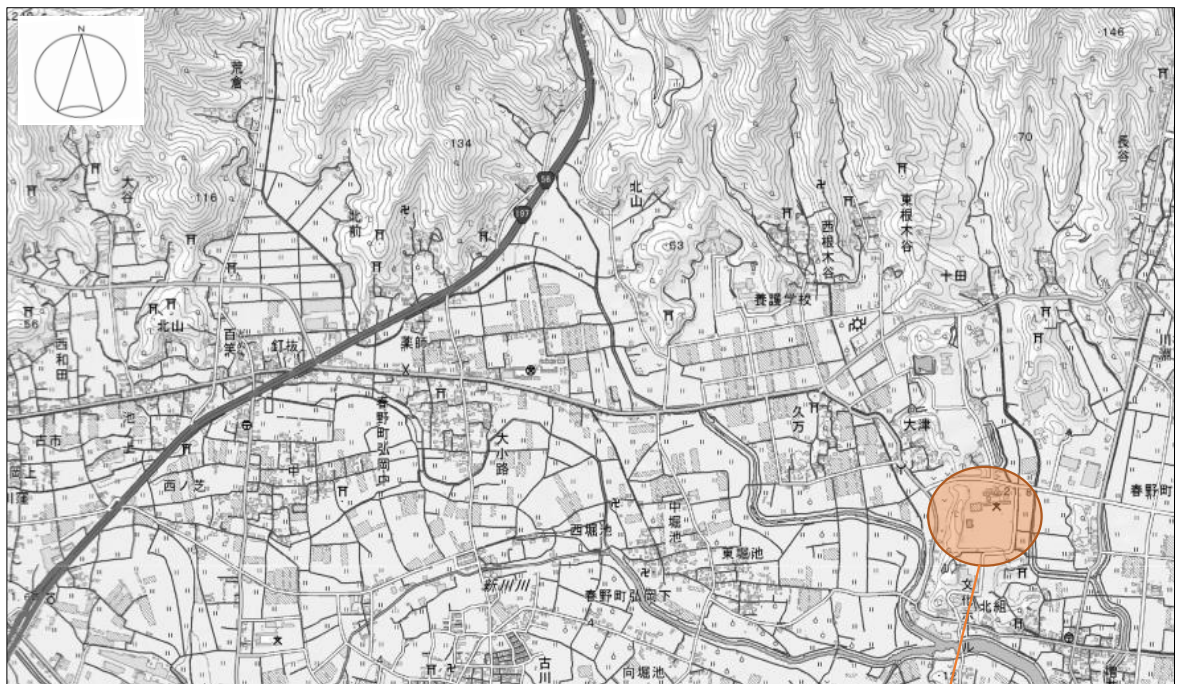
既存屋内運動場（とりこわし）	
構造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造
延べ面積	1,547㎡
階数	2階建て
建築年	1975（昭和50）年

既存渡り廊下（とりこわし）	
構造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造
延べ面積	41.6㎡
階数	2階建て
建築年	1975（昭和50）年

別添3

I 4 (4) 設計と条件

○敷地位置図



業務場所：春野中学校

○敷地概略図

